



広報

FUKAURA

ふかうら

No.331

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

皆さまの地区の課題をお聞かせください！
～まちづくり懇談会を開催します～

このほど、町の施策や財政状況への理解を深めてもらうとともに、管内中学校の統廃合をはじめ地域が抱える様々な課題などを皆さまから伺う機会として、深浦地区及び大戸瀬地区において、下記のとおり『まちづくり懇談会』を開催します。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

■開催日時及び開催場所

【大戸瀬地区】

日時：1月28日（月） 18時00分～19時30分（約1時間30分）

場所：深浦町農村環境改善センター（北金ヶ沢会館）

【深浦地区】

日時：1月29日（火） 18時00分～19時30分（約1時間30分）

場所：深浦町役場 1階 町民文化ホール

■懇談内容（予定）

- ・町政運営の状況及び財政状況等の説明
- ・管内中学校の統廃合について
- ・その他

■町出席者

町長、副町長、教育長及び各課長等



□問合せ先

総合戦略課

企画調整係

TEL 74-2122

平成31年度町県民税等の申告相談を行います

- 申告期間 2月12日（火）～3月15日（金）（※土・日曜日は除く）
- 受付時間 9：00～16：00（11：30～13：00は休憩時間）
- 申告会場 会場及び申告相談日程表は次ページを参照

平成30年1月1日～12月31日の収入や所得控除等について申告してください。申告期間中は会場が混雑しますので、申告相談に必要な書類は、事前に整理・集計しておくとともに、その内容について答えることができる方が申告して下さるようお願いいたします。

なお、申告していないと、所得証明書などの交付や国民健康保険税、各種福祉関係の料金算定・軽減・支給などの判定ができない場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告してください。

◆ 申告が必要な方（平成31年1月1日現在、深浦町に住所があり、次に該当する方）

- ① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方
- ② 給与所得者で、会社で年末調整していない方や、2ヶ所以上の会社から給与を受けた方
- ③ 給与または公的年金等の収入があった方で、ほかにも収入があった方
- ④ 給与または公的年金等の収入があった方で、源泉徴収票に記載されていない生命保険料控除・社会保険料控除・扶養控除、または医療費控除や寄付金控除・雑損控除などを受けようとする方
- ⑤ 平成30年中に会社を退職した方
- ⑥ 遺族年金・障害年金受給者
- ⑦ 国民健康保険に加入している方
- ⑧ 公共事業（県や町等）や個人で土地等を売った方

い
し
ま
す
の
帳
簿
や
領
収
書
な
ど
の
整
理
を
お
願
い
し
ま
す



◆ 申告が不要な方

- ① 税務署に所得税の確定申告をした（する）方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書（年末調整済）が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ③ 公的年金等の収入のみの方で、年金支払者から町に公的年金支払報告書が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方（遺族・障害年金受給者は申告が必要）

◆ 申告に必要な書類等

- ① マイナンバーカード（※作成されていない方は通知カードと身元確認書類（運転免許証等）が必要です。）
- ② 印鑑（認め印で可）
- ③ 給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- ④ 上記③以外の方は、所得金額の計算に必要な帳簿書類、領収書等（収入と支出がわかるもの）
- ⑤ 生命保険や地震保険に加入している方は、控除証明書
- ⑥ 国民健康保険等に加入している方は、領収書
- ⑦ 国民年金に加入している方は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
- ⑧ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書。セルフメディケーション税制の控除を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書と検診の領収書又は結果通知表等。（どちらかを選択適用）
- ⑨ 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または療育手帳等
- ⑩ その他必要と思われる関係書類

※領収書の金額集計は申告者本人において事前に集計してください。

※昨年の申告時にお渡しした利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号を持参してください。

町 県 民 税 等 申 告 相 談 日 程 表

月	日	曜	対象地区	受付時間	場 所	
2 月	12	火	岩 坂 ・ 柳 田	9:00~11:30 13:00~16:00	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー	
	13	水	北金1区 ・ 北金2区			
	14	木	北金3区 ・ 関			
	15	金	田野沢 ・ 晴 山			
	18	月	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	19	火	沢 辺	9:00~11:30 13:00~16:00	岩 崎 支 所 1 階 会 議 室	
	20	水	岩崎下 ・ 岩崎中			
	21	木	岩 崎 上			
	22	金	正 久			
	25	月	森 山 ・ 大間越			
26	火	松 神 ・ 黒 崎				
27	水	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。				
28	木	風合瀬 ・ 長慶平	9:00~11:30 13:00~16:00	役 場 本 庁 庁 舎 1 階 ロ ビ ー		
3 月	1	金			轟 木 ・ 松 原	
	4	月			相野山 ・ 塩見崎	
	5	火			広 戸 ・ 東 野	
	6	水			横 磯 ・ 舩 作	
	7	木			3 区 ・ 4 区	
	8	金			6 区 ・ 7 区	
	11	月			川原町 ・ 崎の町	
	12	火			5 区 ・ 12 区	
	13	水			<町内全地区>	
	14	木	<町内全地区>			
15	金	<町内全地区>				

※各会場とも開始直後が混雑しますので、可能な方は時間をずらしておいでくださるようお願いいたします。

□問合せ先

税務課 TEL 74-2114 <税務課直通 利用時間 平日8時~17時>

「認定こども園・保育所」利用のご案内
（平成31年4月以降の新規利用・継続利用）

平成31年4月から保育所等の利用を希望される方の受付を下記のとおり行います。すでに、「認定こども園」・「保育所」を利用している方についても**現況届の提出が必要**となります。

1 手続きが必要な方

- ①平成31年4月から新たに、認定こども園や保育所の利用を希望される方
- ②すでに町内外の保育所などを利用している方で、4月以降も引続き利用を希望される方

2 受付期間等

状況に応じて、必要な手続きの内容や受付場所が異なりますのでご注意ください。

①平成31年4月から新たに保育所等の利用を希望される方

役場福祉課、岩崎・大戸瀬支所、町内の保育施設で必要書類をそろえる必要があります。

必要な手続き	受付期間	受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定申請書兼保育利用申込書 ・児童の健康状況調査票 	平成31年1月15日（火）～2月15日（金） 8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所 ・利用を希望する保育施設

②すでに町内の保育所などを利用している方で、4月以降も引続き利用を希望される方

1月11日以降、現在利用中の施設を通して必要書類を配付します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・現況届 	平成31年1月15日（火）～2月15日（金） 8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・役場福祉課子育て支援係 ・現在利用中の保育施設

※平成31年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり支給認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

③すでに町外の保育所などを利用している方で、4月以降も引続き利用を希望される方

1月11日以降、保護者の方へ必要書類を郵送します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・現況届 	平成31年1月15日（火）～2月15日（金） 8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所

※平成31年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり支給認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

3 提出書類、持ち物

①全員が必ず提出、持参する物

- (1) 子どものための教育・保育給付支給認定申請書（現況届）兼利用申込書…児童1人につき1枚
- (2) 父母及び入所を希望するお子さんの個人番号を申込書に記載し、申請者の身元が確認できるものの提示（マイナンバーカードや運転免許証・保険証など）
- (3) 保育の必要性を証明する書類・・・父母各1枚

保護者の状況（事由）	保育の必要性を証明する書類
会社員・公務員等 （勤務内定者も含む）	・勤務（内定）証明書 ※産休中又は育休中の方も提出してください。また、復職後も再提出してください。
自営業従事者	・自営業申立書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：確定申告書若しくは、営業内容が分かる広告や名刺等
農業・漁業従事者	・農業・漁業申立書
内職従事者	・内職証明書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：内職の内容が分かる書類、請負契約書、納品書等
出産予定	・母子手帳のコピー ※保護者氏名・住所欄・出産予定日が分かるもの
保護者自身の疾病 親族等の介護、看護	・医師の診断書、障害手帳のコピー、介護申立書 ※本人または被看護者が保育できない状況、期間が分かるもの
学校・職業訓練等在学	・在学証明書や学生手帳等
求職者	・求職活動申立書

※以下の条件に該当する方のみ提出が必要な書類

ひとり親世帯	・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・その他分かるもの ※上記のいずれか1点（コピー）
平成30年1月2日以降 に深浦町に転入された方	個人番号による情報連携により、市町村民課税（所得）証明書の提出が省略できるようになりました。しかし、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合もありますので、追加でご提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

■管内保育施設一覧

保育施設名	住 所	電話番号	定員（名）
めぐみ子ども園	関字栃沢84-9	76-2039	30（保育部分20）
認定こども園柳田保育園	柳田字築棒沢140	76-2123	55（保育部分50）
青い鳥保育園	深浦字中沢3-1	74-2737	20
えの木保育園	横磯字下岡崎89-5	74-3431	30
みよし保育園	追良瀬字塩見山平195-1	74-3951	30
みはる保育園	風合瀬字上砂子川158-7	76-3034	30
銀杏保育園	北金ヶ沢字塩見形30-9	76-2279	20
きらら保育園	正道尻字小磯110-23	77-2824	30

【お知らせ】幼児教育の無償化

国が進める幼児教育の無償化は、2019年10月から「3歳～5歳の全ての子どもと0歳～2歳児の住民税非課税世帯の子どもを対象に、保育所・認定こども園の費用を無償化することを目指す」としています。制度の実施に関しては詳細が分かり次第、広報誌等を通じて改めてお知らせします。

深浦・関診療所からのご案内

深浦・関診療所ではインフルエンザ予防接種ワクチンを100人分追加準備しましたので、まだ接種されていない方は受診するようにしてください。

なお、ワクチンが無くなり次第終了となりますのでご注意ください。

また、高齢者の一部公費助成も1月末まで対象となりますので、併せてお知らせします。

■接種費用

接種区分	自己負担額	期日
生活保護世帯（65歳以上の方）	無料	随時
13歳未満の方	1・2回目共に2,500円	随時
65歳以上の方。または60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方	1,000円	随時
上記以外の方	4,000円	随時

□問合せ先

深浦診療所 TEL 82-0337 関診療所 TEL 76-2109

1月～3月定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

■開催日時及び場所

開催日	時間	場所
1月20日（日）	10時30分～12時30分	青森県労働委員会 （国道県庁向かい みどりやビル7階）
2月5日（火）	13時30分～15時30分	
2月17日（日）	10時30分～12時30分	
3月5日（火）	13時30分～15時30分	
3月17日（日）	10時30分～12時30分	

- 対象者 県内の労働者、事業主
- 相談員 青森県労働委員会委員
- 費用 無料
- 利用方法 随時受付（事前予約優先）
- リンク <http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/roi-sodankai.html>

□問合せ先

青森県労働委員会事務局
 TEL 017-734-9832
 FAX 017-734-8311
 労働相談ダイヤル 0120-610-782

企画展のお知らせ

「太宰の宿」ふかうら文学館では、「小・中・高校生の書道作品展」を開催します。
小・中・高校生達の日頃の練習の成果をこの機会にぜひご覧ください。多くの町民の方々のご来場をお待ちしております。

■開催期間 平成31年1月16日（水）～1月30日（水）まで

■展示場所 深浦町役場1階「ギャラリーモアナ」

□問合せ先 「太宰の宿」ふかうら文学館 TEL 84-1070

ふかうら文学館図書室 新着本のご案内

■児童書

書名	編著者等	書名	編著者等
ムカツ やきもちやいた	かさい まり	ねずみくんのおくりもの	あべ やすつぐ
キミワリーナがやってくる	ベンジー・デイヴ イス	クリスマスツリーをかざろう	パトリシア・トート
みずとはなんじゃ？	かこ さとし	あきぞらさんぽ	えがしら みちこ
にぎやかなおでん	犬飼 由美恵	ともだちドロボウ	のぶみ
サンタようちえん	上原 結子	かたつむりタクシー	たむら しげる
へっこ ふっと たれた	こが ようこ	わたしのゆたんぽ	きたむら さとし
だいこんさん おふろに はいる	岡田 よしたか	かいちゅうでんとう	みやこし あきこ
さかなちゃん	平田 昌広	ぼくはフクロウ	フィリップ・バンティング
でんせつのじゃんけん バトル	ドリュー・デイウ オルト	だんしゃく王とメイクイ ン女王	荻田 澄子

ご希望の本が町内施設に無い場合には、他市町村の図書館から取り寄せて借りることができます。

図書は文学館のほか、大戸瀬支所・深浦町公民館・岩崎支所でも貸出、返却が可能です。

□問合せ先 ふかうら文学館 TEL 84-1070

**知らないと損をします
今すぐ申請手続きを！**

◆国民年金保険料免除がお済みでない方へ

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度」「学生納付特例制度」があり、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができま

す。また、失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場国民年金係または年金事務所へご相談ください。

◆免除制度

全額免除と一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）があります。本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が全額または一部免除されます。

※ただし、一部免除は、残りの保険料を納めない、一部免除が無

効となり、未納扱いとなりますのでご注意ください。

◆納付猶予制度

学生を除く50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

◆学生納付特例制度

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

□問合せ先

弘前年金事務所

Tel 0172-27-1339

町民課

Tel 74-2115



**県税納税証明書の
交付申請について**

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込み等のため、県税（法人県民税・法人事業税・地方法人特別税、個人事業税等）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備ください。

◆本人申請の場合

①申請書

（県税部窓口または県ホームページからダウンロード）

②納税義務者の印章（ハンコ）

（法人の場合は代表者）

③本人確認ができる書類

（運転免許証、パスポートなど写真付きの公的書類）

④手数料

（1件につき県収入証紙400円）

◆代理人申請の場合

前記①④のほか、⑤委任状

（申請書「委任に関する事項」欄使用可。納税義務者本人が自署捺印したもの。）

※法人の場合は代表者

⑥代理人の印章（ハンコ）及び

代理人の本人確認書類

（運転免許証、パスポートなど写真付きの公的書類）

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。窓口での確認を厳正に行っていますので、ご協力をお願いします。

□問合せ先

西北地域県民局県税部

納税管理課

Tel 0173-34-2111

（内線205）



家畜（鶏含む） 飼育者の皆様へ

家畜（鶏含む）飼育者の皆様、平成31年定期報告の時期になりました。

平成23年度に、家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜（鶏を含む）飼養者は毎年定期報告することが義務付けられました。

次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いいたします。

◆報告対象

牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿、鶏（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チヤボ、声良鶏、金八などを含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちよう

◆報告内容

平成31年2月1日時点の頭羽数

◆報告様式

「定期報告書」様式は農林水産課で配布

◆提出方法

農林水産課まで郵送または持参

◆報告期日

2月25日（月）まで

□問合せ先

西北地域県民局

地域農林水産部

つがる家畜保健衛生所

TEL 0173-4212276

農林水産課

TEL 74-4411

**45歳以上の方の
転職・再就職を
サポート！（無料）**

就職活動のノウハウを知りたい方、就職活動に不安を抱えている方など、カウンセラーがマンツーマン（完全予約制）でサポートします。お気軽にご相談ください。

◎青森地区

◆日時

平日 9時～16時

◆場所

ネクストキャリアセンター
あおもり
（青森市長島二丁目10-4
ヤマウビル8階）

◎弘前地区

◆日時

毎週月曜日・木曜日
13時～16時

13時～16時

◆場所

キャリアスクールI・M・S
（弘前土手町134-8）

◎八戸地区

◆日時

隔週 水曜日 13時～16時

◆場所

ユートリー
（八戸市一番町一丁目9-22）

□予約申込・問合せ先

ネクストキャリアセンター
あおもり
くあおもり中高年
就職支援センター
（青森市長島二丁目10-4
ヤマウビル8階）

TEL 017-723-6350

**必ずチェック最低賃金
使用者も、労働者も**

◆青森県特定（産業別）最低賃金
改定のお知らせ

平成30年12月21日からの金額等は次のとおりです。

①鉄鋼業

時間額877円（改定前855円）

②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額806円（改定前785円）

③各種商品小売業

時間額798円（改定前777円）

④自動車小売業

時間額838円（改定前817円）

◆青森県最低賃金について

青森県で働く全ての労働者に適用される「青森県最低賃金」は、平成30年10月4日から、時間額762円に改定されています。詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

□問合せ先

青森労働局労働基準部賃金室

TEL 017-734-4114

Fax 017-734-5821

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>

深浦町保健センター業務開始に向けた 開設準備期間のお知らせ

町では「(仮称) 深浦町保健センター (以下「センター」という。)」を広戸地区に建設 (深浦診療所に併設) しており、業務開始は、平成31年4月1日 (月) を予定しています。

センターには、現在の「地域包括ケアセンター (訪問看護ステーション含む)」の機能を移転することとしています。

平成31年2月4日 (月) から3月31日 (日) までを開設準備期間として、地域包括ケアセンター・訪問看護ステーションの業務を下記のとおり行う予定としています。

町民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、現在使われている電話番号や住所が変更となります。

開設準備期間中の連絡や郵便物の発送等についてご留意くださるよう、併せてお願いします。

開設準備期間：平成31年2月4日 (月) ～平成31年3月31日 (日)

業務開始：平成31年4月1日 (月)

(現在)

深浦町地域包括ケアセンター
所在地：〒038-2503 深浦町大字関字栃沢78番地2
直 通：0173-76-2042
FAX：0173-84-3002



(開設準備期間)

深浦町地域包括ケアセンター
所在地：〒038-2321 深浦町大字広戸字家野上104番地1
直 通：0173-82-0288
FAX：0173-82-0693

深浦町訪問看護ステーション

所在地：〒038-2503 深浦町大字関字栃沢78番地2
直 通：0173-84-3050
FAX：0173-84-3002



深浦町訪問看護ステーション

所在地：〒038-2321 深浦町大字広戸字家野上104番地1
直 通：0173-82-0145
FAX：0173-82-0693

☐問合せ先 地域包括ケアセンター TEL 76-2042